

審 第 2 5 8 2 号  
答 申 第 2 3 0 号  
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 9 年 3 月 1 5 日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 2 0 9 号

平成 2 9 年 1 月 2 2 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月26日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）午前より〇〇警察署当直の刑事課刑事〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、5名らの請求者に係わる刑事の日誌」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「当直日誌 刑事課 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年1月22日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年3月15日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨  
全部開示を求める。
  - イ 本件審査請求の理由  
自己情報開示請求書 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）午前より〇〇警察署当直の刑事〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇5名

らの請求者に係る刑事の日誌。保護者取扱カード、被保護者観察表（本人）刑事巡査部長〇〇〇〇が飲酒させ、受傷名右顔面打撲傷を故意に変更。

右頬擦過傷（警部補刑事課課長代理〇〇〇〇、警部補〇〇〇〇らは、〇〇〇〇刑事私的加害者を不当擁護であるが「刑法虚偽公文書作成等第156条に該当する。」〇〇〇〇署が計画し、組織的に犯行である。）

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 本件開示請求

(ア) 実施機関、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け当直の連名書を開示させて刑事課長代理〇〇〇〇、〇〇〇〇らを不開示は不当擁護といわざるをえない（実施機関が隠蔽工作）。

(イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）午前よりは（請求の対象外として「全面否認」実施機関が違法性といわざるをえない。）〇〇署が審査請求人の基本的人権を侵害したのは、警務課、署長らが加担者。

イ 審査請求人の請求書、〇〇警第〇〇号、部分不開示、保護者取扱カード、被保護観察表及び部分不開示併せて全部開示を求める（請求対象外も含むこと。）。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 対象文書

実施機関において、本件開示請求内容に基づいて対象文書の検索を実施した。

本件開示請求において、審査請求人が日誌を求めている「平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）午前」を含む当直勤務は、〇〇月〇〇日（〇〇）午後5時15分から翌〇〇日（〇〇〇〇）午前8時30分までの勤務と、〇〇月〇〇日（〇〇）午前8時30分から翌〇〇日（〇〇）午前8時30分までの勤務の2日であることが判明した。

当直日誌の日付は、当直勤務開始日の日付を記載しているため、該当する当直日誌は、それぞれ「平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの」と「平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの」となっており、これらの文書のうち、本件開示請求内容に基づいて検討を行った結果、刑事課当直員による本件文書を対象文書としており、本件文書の審査請求人以外の第三者の取扱いに係る部分を「請求対象外」として審査請求人に係る部分の開示・不開示の検討を行った。

##### (2) 開示しない部分及び開示しない理由

ア 決裁欄の課長代理の印影及び処理者・結果欄の氏名

条例第17条第2号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であつて、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で規定する警部補以下の階級にある警察官の氏名に該当するため。

イ 当直員氏名欄の一部

条例第17条第4号に該当する警察署当直体制に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図する者が犯罪を敢行するための対応措置を講ずるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため。

### (3) 本件決定の妥当性

審査請求人は、本件審査請求の趣旨において、全部開示を求めていることから、不開示部分について検討を実施する。

ア 条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

条例は、請求者本人に係る自己の個人情報の開示請求権を保証する一方で、第17条第2号本文において、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」又は「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定しており、同号の趣旨は、「開示請求の対象となった行政文書に、開示請求者以外の個人情報が記録されている場合で、開示することによって第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合は不開示とすることを定めたものである。」としている。したがって、同号本文は明白に開示請求者以外の特定個人が識別される場合はもとより、特定の第三者が識別できないにしても、なお当該第三者の権利、利益を侵害するおそれがある場合は不開示とすることを明文をもって定めたものと解される。

警部補以下の階級にある警察官の氏名は、開示請求者以外の特定個人を識別できる情報に該当し、条例第17条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかである。同号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとし、同号前段では「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。

一定の除外事由として、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容

に係る部分」について開示することを規定した上で、ただし書において「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。)」と定めている。

「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、警察職員規則では、第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

したがって、前記(2)アにおいて不開示とした氏名等は、すべて「警部補以下の階級にある警察官氏名」であり、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号及び警察職員規則に該当するため不開示としたものであり、本件決定に誤りは認められない。

#### イ 条例第17条第4号該当の妥当性

犯罪予防等情報について、条例第17条第4号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

不開示となっている該当箇所を開示することにより、当該警察署における刑事課の当直体制が公になれば、当直時における犯罪捜査に関する体制が明らかになることとなり、犯罪を企図する者が証拠隠滅や逃走を図る等犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することは明らかである。

したがって、前記(2)イにおいて不開示とした当直員氏名欄の一部については、条例第17条第4号に該当するため不開示としたものであり、本件決定に誤りは認められない。

なお、一部警察官の氏名については、本件開示請求の際に審査請求人が指定していたため、開示とした。

#### (4) 前記3(1)の主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由において、審査請求人に関する〇〇警察署の「保護者取扱カード」や「被保護者観察表(本人)」の記載内容について、故意に変更したと主張していると認められるが、現請求時に開示を求めている文書の正誤については、本件開示請求に関する文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

#### (5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

### 5 審議会の判断

#### (1) 本件文書について

本件文書は、本件開示請求に係る「平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）午前」の当直勤務を含む同月〇〇日付けの刑事課当直員による当直勤務内容が記載された文書である。

(2) 請求対象外部分について

ア 審査請求人は、本件決定に対し、前記3（1）ア及び（2）イのとおり、「請求対象外」とされた部分を含めて、全部開示を求める旨主張するので、「請求対象外」とされた部分の妥当性について、以下、検討する。

イ 条例第15条第1項が「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求…をすることができる」と規定していることから、同項で認められる開示請求の対象は、行政文書に記録された開示請求者自身の個人情報である。

ウ 本件決定にあたって実施機関が「請求対象外」とした部分について、審議会で見分したところ、審査請求人に関する事案とは別の事案に関する情報が記載されており、審査請求人に関する個人情報は記載されていなかった。

そうすると、実施機関が本件決定にあたって、本件文書に記載された情報のうち審査請求人の自己情報以外の部分について白抜きを施し「請求対象外」と表記したことは、条例の趣旨を踏まえたものである。

エ したがって、本件決定にあたって、実施機関が審査請求人の自己情報以外の部分を「請求対象外」とした判断は妥当である。

(3) 不開示情報について

ア 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、本件文書の決裁欄の課長代理の印影、処理者・結果欄の姓及び当直員の姓であって、全て警察職員の姓（以下「本件不開示情報」という。）である。

イ 実施機関は、本件不開示情報のうち、決裁欄の課長代理の印影及び処理者・結果欄の姓については、前記4（2）アのとおり、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、当直員の姓については、前記4（2）イのとおり、条例第17条第4号に該当し、不開示が妥当であると主張するが、本件不開示情報は全て警察職員の姓であり、個人の識別に関わる情報であることから、審議会の職権により、同条第2号の該当性について検討する。

ウ 本件不開示情報は、警察職員の姓であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、本件不開示情報は、警察職員規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに

該当せず、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、本件不開示情報は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

エ したがって、本件不開示情報は条例第17条第2号に該当することから、本件不開示情報のうち当直員の姓についての同条第4号該当性を検討するまでもなく、本件決定において実施機関が本件不開示情報を不開示とした判断は妥当である。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年3月15日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成29年3月29日	反論書の写しの受理
平成31年1月25日	審議（平成30年度第9回第2部会）
平成31年2月20日	審議（平成30年度第10回第2部会）

### 千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者